

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 3 日

都道府県 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の
実施に係るQ & Aについて（6月3日版）

令和2年5月13日付け事務連絡「「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の実施に係るQ & Aについて」の別紙1のQ3において後日お示しすることとしていた、利用者負担額の算出方法や複数の事業所間での上限額との調整方法について取りまとめるなど、Q & Aの加筆修正を行ったところですので、事業の実施に当たっては御留意いただくとともに、管内市町村にも周知をお願いします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係
T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)
F A X : 03-3591-8914
E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の実施に係るQ & A
(今回追加箇所は下線)

■ 総論

Q 1 本事業では、利用者負担額の補助やレスパイト等を提供する事業については、特別支援学校等が臨時休業しており、かつ、放課後等デイサービス事業を利用している障害児等のみが対象となり、福祉タクシーの利用を補助する事業についてはこのような要件はないが、どのような考え方で対象者要件を定めているのか。

A 1 放課後等デイサービスによる支援は、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要と考えている。利用者負担額の補助は、特別支援学校等が臨時休業することで放課後等デイサービスの利用回数の増加が見込まれることや、代替的な支援により児童と保護者への継続的な支援が一層取り組まれるようにする必要があることから行うものである。

レスパイト等を提供する事業についても、特に家庭における保護者等の負担が増加している場合を対象とした。

一方、福祉タクシーの利用の必要性は、新型コロナウイルス感染症に罹患するおそれが高い医療的ケア児等について、通常の送迎に困難が生じている場合を想定している。このため、放課後等デイサービス事業だけでなく、児童発達支援事業及び医療型児童発達支援事業に通所する場合も対象としており、特別支援学校等の臨時休業等とは必ずしも関連しないことから、放課後等デイサービス事業を利用している障害児等以外も対象としている。

Q 2 本事業では、福祉タクシーの費用を補助する事業を除き、学校等が臨時休業をしている場合が対象となるが、学校等を一部休業として、分散登校をしているような場合も、臨時休業をしているものと理解してよいか。

A 2 お見込みのとおり。

Q 2-1 学校等の休業に係る取り扱いは「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付け事務連絡)及び「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」に係るQ & A(令和2年6月3日付け事務連絡)等で示されているが、本事業の実施要綱4の(1)から(5)別に、同事務連絡にある終了の日との関係を示されたい。

A 2-1 実施要綱4の(1)は代替的支援に係る利用者負担額を補助するものだが、これは、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」に係るQ & A(令和2年6月3日付け事務連絡)に示すとおり、終了の日以降も本事業の対象となる。また、実施要綱4の(5)のレスパイト等を提供する事業についても同様の趣旨から本事業の対象となる。

実施要綱4の(2)、(3)及び(4)は、学校等が休業することで事業所に通所する

日数や時間が増加することに伴い生じる利用者負担額への補助であることから、学校休業日単価の特例的な取扱いの終了の日以降は本事業の対象とならない。

(参考)「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付け事務連絡)(抜粋)

- ・ 学校休業日単価の取扱いの適用の終了については、放課後等デイサービスの運営に直接影響があることから、地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度(1~2週間)の期間をおいた上で終了することし、終了の日については、あらかじめ都道府県又は市町村において定めること。

■ 放課後等デイサービスの利用者負担額の補助について

Q3 本事業では、代替的支援やかかり増し経費に係る利用者負担額が補助対象額になるとあるが、当該額を利用者に請求しない場合、事業所は、利用者負担額について、利用者に請求する分と市町村に請求する分を分けて管理する必要がある。また、利用者が複数の事業所を利用している場合は複数の事業所間で利用者負担額の調整が必要になるが、どのように行うことになるのか。

A3 利用者負担額の算出方法や複数の事業所間での上限額との調整方法について 別途整理してお示しする。別紙2のとおりまとめたので参照されたい。

Q4 サービス増加分報酬差額の補助について、3月以降に新たに利用した者は、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用した場合が対象となるが、想定される利用予定日数は障害児サービス利用計画案を新たに提出してもらう必要はあるのか。

A4 利用者及び放課後等デイサービス事業所等の負担を鑑み、障害児サービス利用計画案を新たに提出させる必要はなく、事業所と利用者間で、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数を協議し、その日数を事業所から市町村に報告すれば足りるものとする。

■ レスパイト等を提供する事業について

Q5 レスパイト等を提供する事業は、利用している放課後等デイサービス事業所が休業していない児童は対象にはならないのか。

A5 本事業は、学校等が臨時休業になった場合であって、放課後等デイサービス事業所を利用している児童が所属する世帯で、保護者と児童が長時間居宅で過ごす必要が生じている場合が対象となるため、放課後等デイサービス事業所が休業していることは必ずしも要件ではない。休業している場合のほか、新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所の欠席が続いている場合等も対象と考えられる。

Q 6 レスパイト等を提供する事業は、利用している放課後等デイサービス事業所が休業しているものの、電話等による代替的な支援を受けている児童は対象になるのか。

A 6 対象として差し支えない。なお、利用している放課後等デイサービス事業所の職員が家庭を訪問してサービスを提供する場合、本事業によるレスパイト等を提供する事業と放課後等デイサービス事業所の代替的な支援を訪問して提供することの区別ができないことも想定される。このような場合、明らかにレスパイト等の提供のみの実施である場合を除き、放課後等デイサービスの提供として取り扱われたい。(レスパイト等を提供する事業と放課後等デイサービス事業として行う訪問を同日に提供することは基本的に想定していない。)

Q 7 レスパイト等を提供する事業において提供できるサービスやできないサービスはあるのか。

A 7 保護者の居宅において障害児の支援を行うことを基本とするが、保護者の負担を減らすために必要となる支援は広く対象として差し支えない。ただし、当然ながら各種法令の規定は遵守する必要があるので、例えば医療的ケアを行う場合は、看護師等の有資格者を派遣する必要があること等は留意されたい。

Q 8 レスパイト等を提供する事業は、利用している放課後等デイサービス事業所の職員しか派遣できないのか。

A 8 利用する障害児の支援ができる者であれば、必ずしも利用している放課後等デイサービス事業所の職員が訪問する必要はない。ただし、本事業は保護者の負担軽減を目的とするものであることから、あらかじめ放課後等デイサービス事業所から当該障害児の特性等の必要な情報は引き継ぎ、保護者から必要以上の説明を求めないよう配慮されたい。

■ 福祉タクシーの費用を補助する事業について

Q 9 医療的ケア児等の対象者の要件は実施主体が定めるのか。

A 9 お見込みのとおり。事業を実施する都道府県又は市町村において適切に定めることになる。

Q 10 放課後等デイサービス等では、医療行為に係る判定スコア表で8点以上になる障害児が一定数いる場合に看護職員加配加算を算定できるが、本事業の対象者も判定スコア表で8点以上になる障害児を対象者として定めて差し支えないか。

A 10 本事業は医療的ケア児等を対象とするものであり、日常生活を営むために医療を要する状態であれば、必ずしも看護職員加配加算の判定スコア表で8点以上になる障害児のみを対象とする必要はない。

Q11 新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、通常の送迎に困難が生じている場合はどのような場合が対象となるのか。

A11 以下のようなケースを想定しているが、これ以外にも地域のニーズを踏まえて定めて差し支えない。

- ・ 通常の集合場所まで公共交通機関を利用しており、感染防止のため、公共交通機関の利用を控えているような場合。
- ・ 普段送迎している保護者が新型コロナウイルスの影響により送迎できないが、当該保護者以外の家族等では医療的ケア児等を集合場所まで送迎することが困難な場合。
- ・ 事業所の送迎ルート of 都合から、事業所の送迎車両に長時間乗車することを求めざるを得ず、感染の恐れから利用控えをしている場合。

Q12 地域の福祉タクシー会社と協議したが、実施要綱に記載されたような運用は困難であった。地域の福祉タクシー会社で取扱いがある福祉タクシー券の運用に合わせて事業の実施方法を検討しても差し支えないか。

A12 差し支えない。事業の目的外利用が生じないようにした上で、具体的な事業の実施方法は実施主体において検討いただきたい。

Q13 福祉タクシー券を購入して配布するのではなく、事業所で福祉タクシーを利用したときにかかった費用を補助するような実施方法も可能か。

A13 差し支えない。

Q14 本事業では、福祉タクシーの手配は誰が行うのか。

A14 事業の趣旨を踏まえると、基本的には事業所が行うことが考えられるが、利用者が自宅から利用するような場合、利用者が手配した方が効率的な場合も考えられるので、利用者と事業所の利便性を考慮して、実施方法について、実施主体が決めて差し支えないものとする。

Q15 福祉タクシーの利用について、タクシー券で支払うのは定額までとして、差額は事業所又は利用者に負担を求めるなどの取扱いは可能か。

A15 可能である。

Q16 集合場所からの帰路において、利用者に福祉タクシー券を渡して、降車時に福祉タクシー券を使ってもらえるような運用も可能か。

A16 可能である。

Q17 福祉タクシー券を利用して居宅から事業所まで送迎したとき、送迎加算を算定することは可能か。

A17 居宅から集合場所までのように、通常は事業所の送迎を行っていない経路について福祉タクシーを利用した場合、福祉タクシー券の利用をしつつ、集合場所から事業所までの送迎（通常も事業所の送迎を行っている経路）について送迎加算を算定することは可能である。

一方、居宅から事業所まで福祉タクシーを利用した場合は、同じ一つの支援について公費が重複することとなるため、福祉タクシー券の利用と、送迎加算の算定のいずれかを行うこととするので、実施主体において、このような場合の福祉タクシー券の利用の可否についてあらかじめ定められたい。

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等 デイサービス支援等事業

補助対象経費の算出方法等

はじめに

- 本資料は、令和2年4月1日から実施されている「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」(以下「本事業」という。)における、放課後等デイサービスを利用したときの利用者負担額の補助に係る対象経費や対象経費の算出の考え方等を整理した資料です。
- 各市町村におかれては、管内の放課後等デイサービス事業所(以下「事業所」という。)に対象経費の算出をしてもらうに当たり、本資料を参考として御活用ください。
- なお、対象経費の範囲に誤りがなければ、各市町村で定める方法により算出いただくことで差し支えなく、既に各市町村において、対象経費の算出に係る資料等を事業所にお示しされているような場合は、必ずしも本資料を事業所に配布いただく必要はありません。
- また、本資料では例示としてお示している金額は単純化しており、実際の単価に基づくものではないことや、数字の動きのパターンを示す観点から、実際には生じることが考えにくい金額にしている例があることに御留意ください。

資料の構成

- I 補助対象となる費用……P2
- II 補助申請額等の計算方法(利用が一箇所の場合)……P8
- III 補助申請額等の計算方法(複数事業所を利用した場合)……P12
- IV 本資料に係るQ&A……P25

I 補助対象となる費用

I 補助対象となる費用①

○ 本事業では、特別支援学校等の臨時休業により増加した事業所の利用等に係る利用者負担額を軽減することを目的としていることから、放課後等デイサービスの利用に係る費用のうち、以下の○の部分補助対象となる。

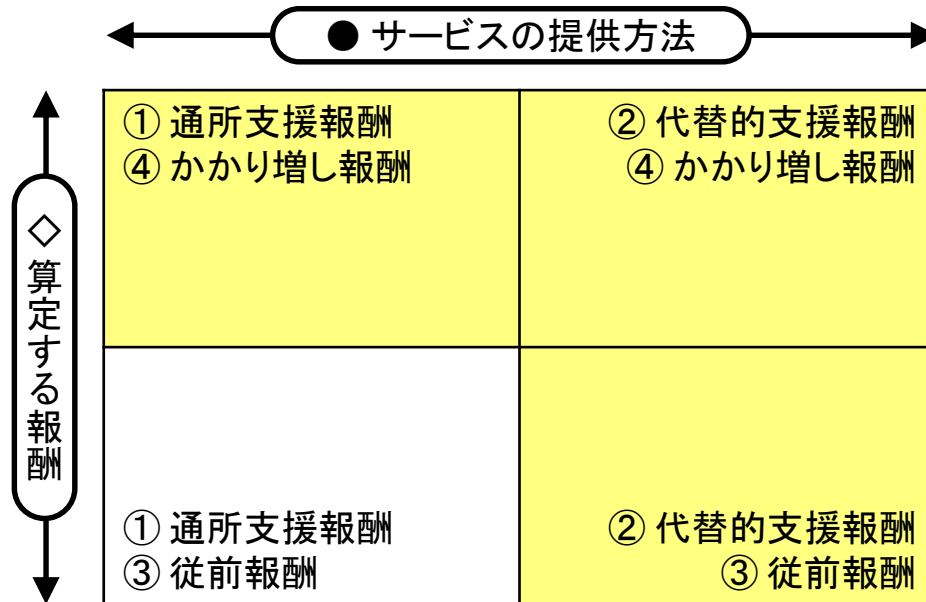
○ 放課後等デイサービスの費用は下表のとおり公費負担分と利用者負担分に分類されるが、本資料では特段の注記が無い限り、この2つを合わせた額を「費用」又は「報酬」と表記する。

		公費負担	利用者負担
臨時休業に伴う増加分※ の費用 ※ 利用日数が増えたことによる増加、休業日単価に切り替わることによる増加、延長支援加算の増額による増加	代替的な方法による支援に係る費用	× (負担金の対象)	○
	通常に通所による支援に係る費用	× (負担金の対象)	○
令和2年3月当初の利用予定日数の利用に係る費用 又は 臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数の利用に係る費用	代替的な方法による支援に係る費用	× (負担金の対象)	○
	通常に通所による支援に係る費用	× (負担金の対象)	× (利用者が負担)

※負担金・・・障害児入所給付費等国庫負担金(以下同じ)。

I 補助対象となる費用②

- 本事業では、放課後等デイサービスの費用は以下のとおり分類される。
- 横軸は【サービスの提供方法】による分類で、
 - ① 通所による支援により生じる報酬(以下「通所支援報酬という。)
 - ② 電話等による報酬の柔軟な運用により認められる支援により生じる報酬(以下「代替的支援報酬という。)
- 縦軸は【算定する報酬】による分類で、
 - ③ 令和2年3月当初の利用予定又は臨時休業が終了した後に想定される利用予定における利用日数に基づく報酬(以下「従前報酬という。)
 - ④ 利用日数の増加による報酬、平日単価から休業日単価に切り替わったことによる差額及び営業時間外の受け入れが延びたことによる延長支援加算(又は延長支援加算の差額)を合わせた報酬(以下「かかり増し報酬という。)

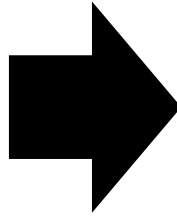


新型コロナウイルスに関連して認めている報酬の柔軟な取扱いにより生じる費用

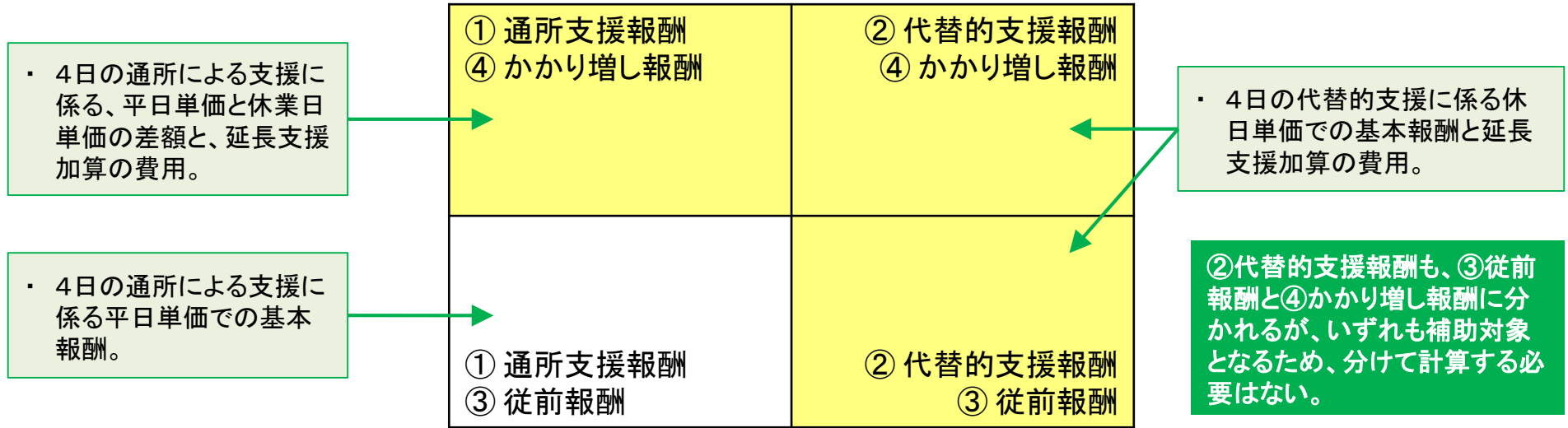
I 補助対象となる費用③

＜各区分にどのように該当するか具体例＞

令和2年3月当初の利用予定
<ul style="list-style-type: none"> 平日に週1日利用(月4日)。 延長支援加算はなし。



令和2年4月の利用
<ul style="list-style-type: none"> 平日に週2日利用(月8日)。 通所による支援が月4日、代替的支援が月4日。 延長支援加算も算定。

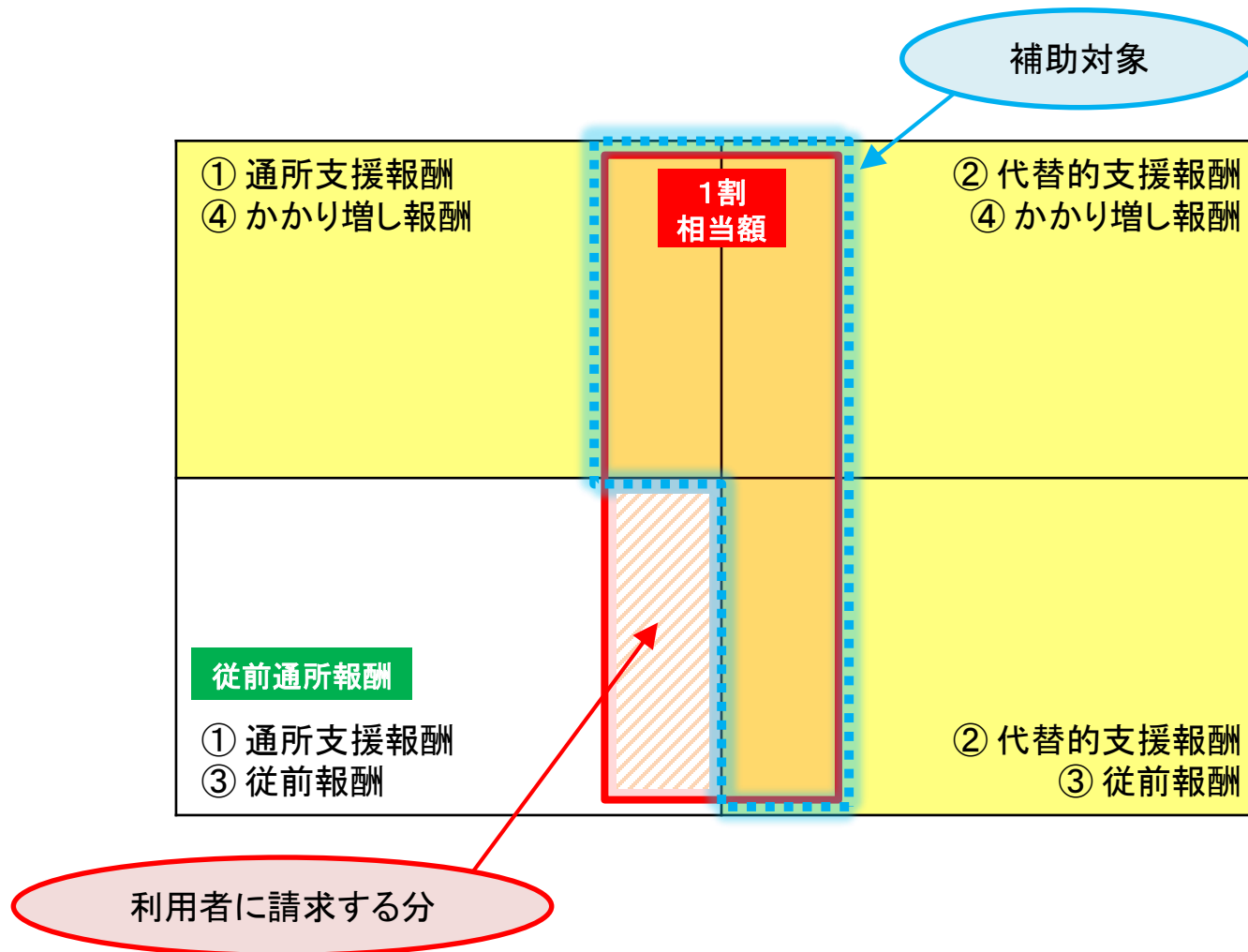


注:増加した利用日数と代替的支援について

- 令和2年3月当初の利用予定の利用日数から増加があり、かつ、代替的支援も生じている場合、増加した利用日数が代替的支援に充てられているものとして計算すること。
- 上記の例では、もともと予定していた4日を代替的支援で、増加した4日が通所による支援と解釈すれば、利用者負担の全てが補助対象となるが、このようには解釈せず、代替的支援の4日分が増加した4日分であるとして取り扱う。
- 仮に、増加した分が4日で、代替的支援が3日の場合、代替的支援の3日は全て増加した分とした上で、残る増加した1日分は通所による支援のかかり増しとして取り扱う。

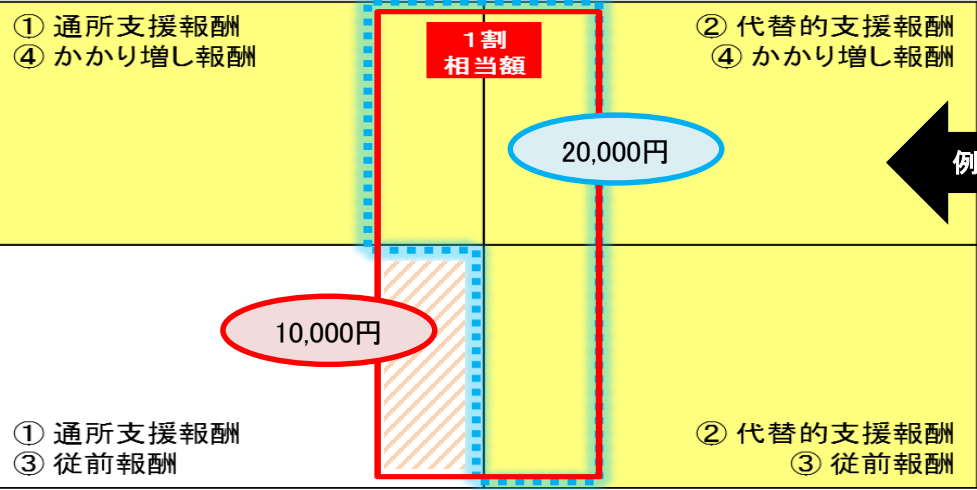
I 補助対象となる費用ー④

- 利用者負担額は、それぞれの分類に跨がる形で発生する。
- 【①③】以外の部分の1割相当額が補助対象となる。以降、【①③】の部分を「従前通所報酬」という。



I 補助対象となる費用⑤

○ 利用者負担上限月額(以下「上限月額」という。)を超えた分は本事業による補助ではなく、負担金の対象となる。

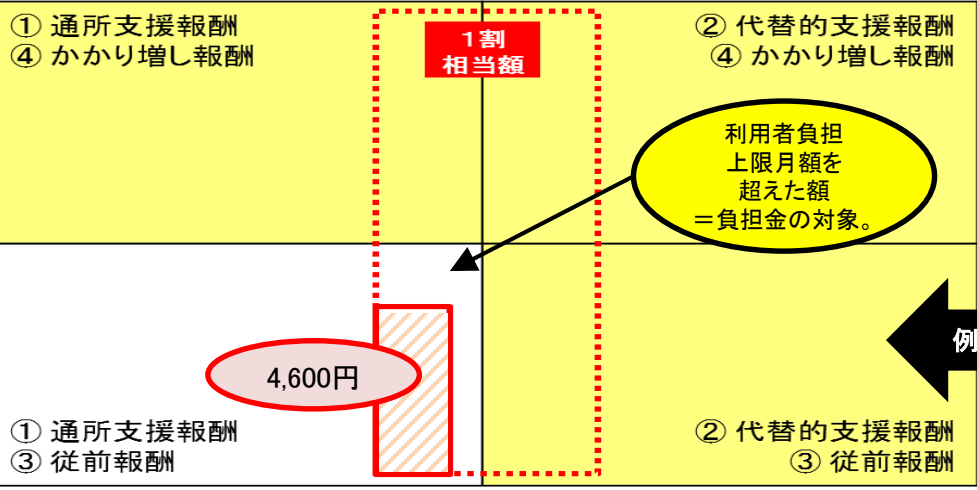
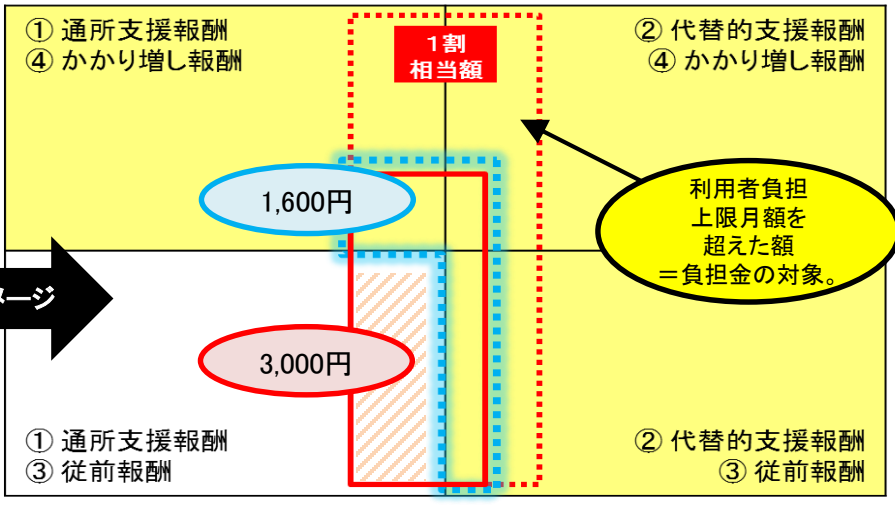


例1イメージ

(例1) 上限月額が37,200円で、1割相当額が30,000円、従前通所報酬に係る利用者負担額が10,000円の場合、残る20,000円が補助対象になる。

(例2) 上限月額が4,600円で、1割相当額が10,000円、従前通所報酬に係る利用者負担額が3,000円の場合、4,600円を超える分は負担金の対象となるので、4,600円と3,000円の差額の1,600円が補助対象になる。

例2イメージ



例3イメージ

(例3) 上限月額が4,600円で、1割相当額が10,000円、従前通所報酬に係る利用者負担額が6,000円の場合、利用者に請求する額は上限月額の4,600円となる。1割相当額の10,000円から4,600円を除いた5,400円は全て負担金の対象となるので、補助金の対象は無いことになる。

II 補助申請額等の計算方法

(利用が一箇所の場合)

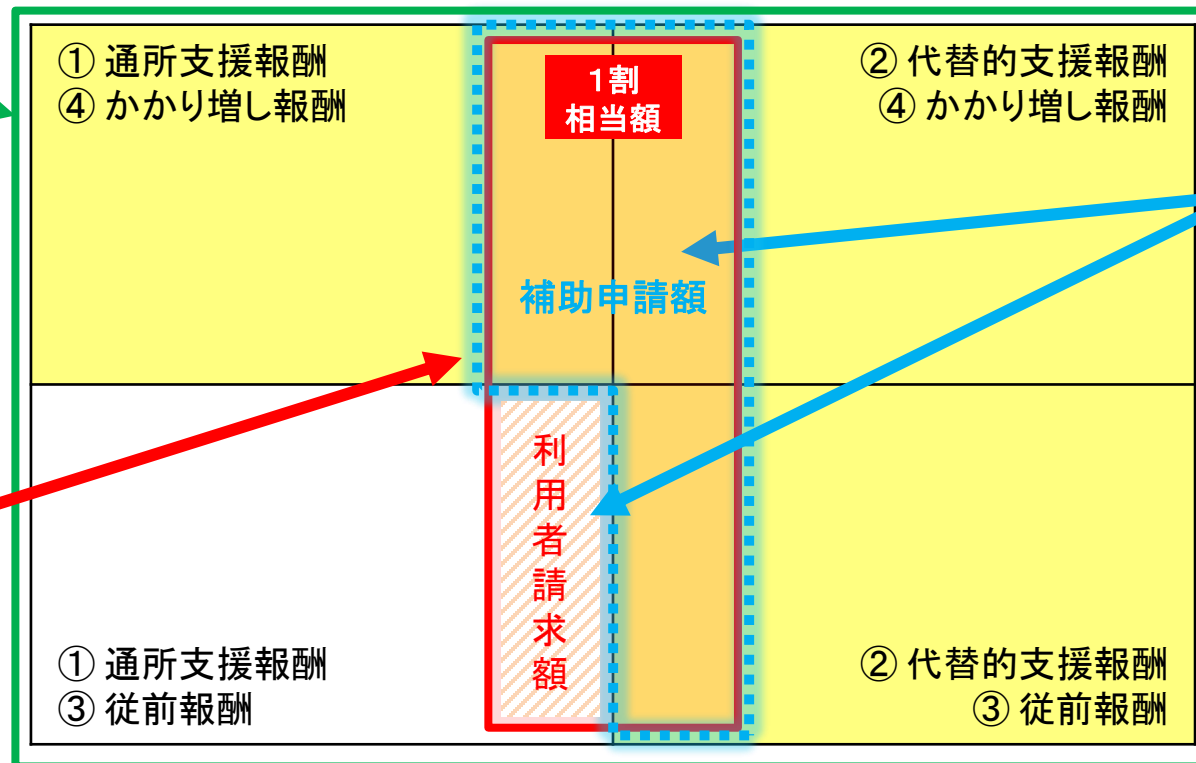
II 補助申請額等の計算方法（利用が一箇所の場合）－①

※ 以降は、市町村が審査支払事務を国保連に委託している場合の取扱いについて示す。

- 補助対象となる利用者負担額は、事業所から利用者への請求は行わず（事業所が一時的に負担）、事業所から市町村に請求し、市町村は請求があった事業所に支払うことを基本とする。
- 市町村が国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に審査支払事務を委託している場合、事業所は、国保連を通じて、かかり増し報酬や代替的支援報酬も含めた総額を市町村に請求することとなる。
- この場合、事業所は国保連に報酬の総額を請求しつつ、総利用者負担額から、利用者に請求する額（以下「利用者請求額」という。）と市町村に申請する額（以下「補助申請額」という。）を算出する必要がある。

① 国保連には報酬の総額を請求する。

② 国保連の請求では、利用者負担額は、1割相当額と利用者負担上限月額によりほぼ自動的に算出される。
そのため、前頁の例1で言えば30,000円、例2で言えば4,600円ではしか請求できない。



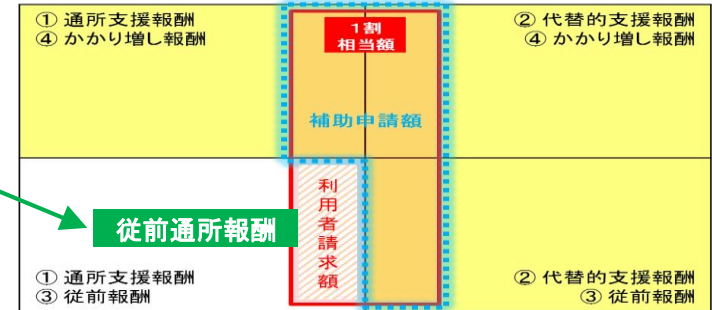
③ そのため、国保連への請求とは別に、利用者請求額と補助申請額を分けて把握することが必要になる。

II 補助申請額等の計算方法（利用が一箇所の場合）－②

○ 利用者請求額と補助申請額を算出する上で、まず従前通所報酬を算出する必要がある。

○ 従前通所報酬は以下のような手順で算出する。

※ その他の方法での算出も妨げない。



従前通所報酬の算出手順 ※単位数で計算。

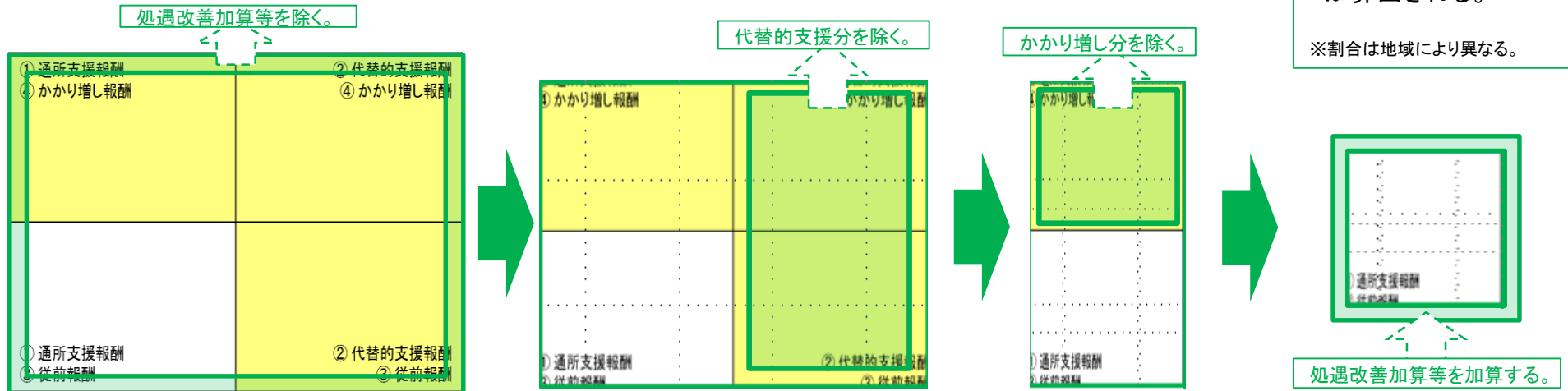
① 請求する総単位数から、処遇改善加算、処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を除く(これらの加算を乗じない単位数を出す)。

② ①で算出した単位数から、代替的支援の単位数を除く。

③ ②で算出した単位数からかかり増しの単位数を除く。

④ ③で算出した単位数に、処遇改善加算、処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を乗じた単位数を算出する。
この単位数に10※を乗じることで通所従前報酬が算出される。

※割合は地域により異なる。



II 補助申請額等の計算方法（利用が一箇所の場合）－③

○ 通所従前報酬の1割相当額（以下「**通所従前負担額**」という。）を、利用者負担額と比較し、少ない額が利用者請求額となり、利用者負担額から利用者請求額を除いた額が補助申請額となる。

（例1）報酬：100,000円、1割相当額：10,000円、通所従前報酬：40,000円、通所従前負担額：4,000円

計算フロー	1割相当額※1 ①	上限月額 ②	調整後負担額※2 ③ (①と②の低い方の額)	通所従前負担額 ④	利用者請求額 ⑤ (③と④の低い方の額)	補助申請額 (③－⑤)
上限月額 37,200円の場合	10,000円	37,200円	10,000円	4,000円	4,000円	6,000円
上限月額 4,600円場合		4,600円	4,600円		4,000円	600円
上限月額 0円の場合		0円	0円		0円	0円

※1 「1割相当額」は、補足がなければ報酬の1割相当額を指す（以下同じ。）

※2 「調整後負担額」は、上限額管理が必要となる児童の場合は「上限額管理後利用者負担額」に置き換えて読むこと。

（例2）総報酬：300,000円、1割相当額：30,000円、通所従前報酬：180,000円、通所従前負担額：18,000円

計算フロー	1割相当額 ①	上限月額 ②	調整後負担額 ③ (①と②の低い方の額)	通所従前負担額 ④	利用者請求額 ⑤ (③と④の低い方の額)	補助申請額 (③－⑤)
上限月額 37,200円の場合	30,000円	37,200円	30,000円	18,000円	18,000円	12,000円
上限月額 4,600円場合		4,600円	4,600円		4,600円	0円
上限月額 0円の場合		0円	0円		0円	0円

Ⅲ 補助申請額等の計算方法

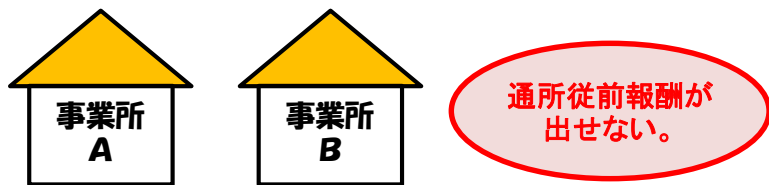
(複数事業所を利用した場合)

Ⅲ 補助申請額等の計算方法（複数事業所を利用した場合）－①

- 複数の事業所を利用した場合、各事業所単位では、従前通所報酬の正確な算出が困難な場合があるため、Ⅱとは別個の算出方法を示す。
- なお、地域によってはこのようなケースが多く生じることも想定される。この場合、事業所で2つの算出方法を使い分けることは事務負担が生じることから、一律にⅢの方法で算出を求めても差し支えないものとする。

従前通所報酬の正確な算出が困難な例①

【3月当初の利用：2カ所】

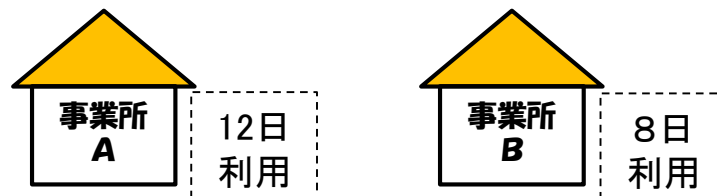


【4月の利用】

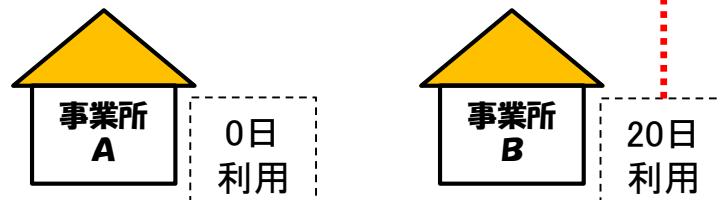


従前通所報酬の正確な算出が困難な例②

【3月当初の利用：20日】

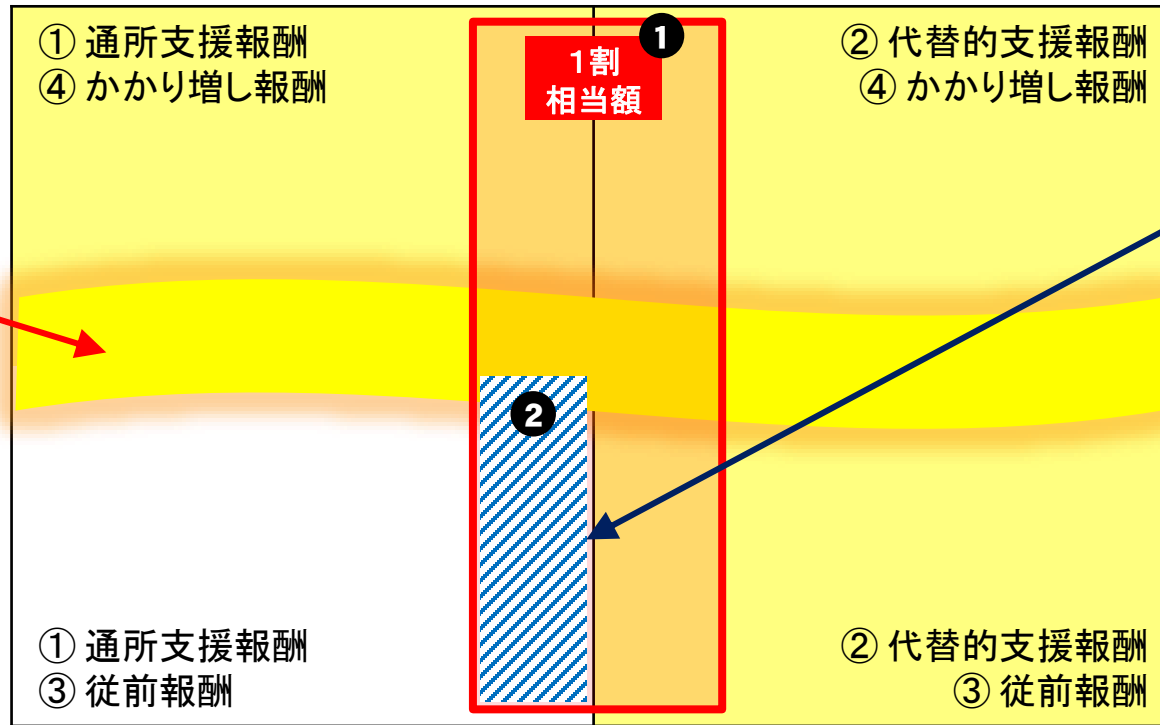


【4月の利用：20日】



Ⅲ 補助申請額等の計算方法（複数事業所を利用した場合）－②

- 算出方法のイメージは下図のとおりである。
- 複数の事業所を利用する利用者の場合、各事業所では利用者の正確なかかり増し報酬を算出することが困難であるため、令和2年2月のサービス提供に係る報酬請求における1割相当額を通所従前負担額として見なし、差額分を補助対象経費とするものである。



複数の事業所を利用する場合、各事業所で利用者のかかり増し経費を各事業所単位で算出することが困難。

2月の1割相当分は確定しているため、これを従前通所負担額と見なして、当該月分の請求に係る1割負担額から除けば、残る部分が補助対象経費となる。

$$(① - ②)$$

Ⅲ 補助申請額等の計算方法（複数事業所を利用した場合）－③

○ 詳細な手順は以下のとおり。

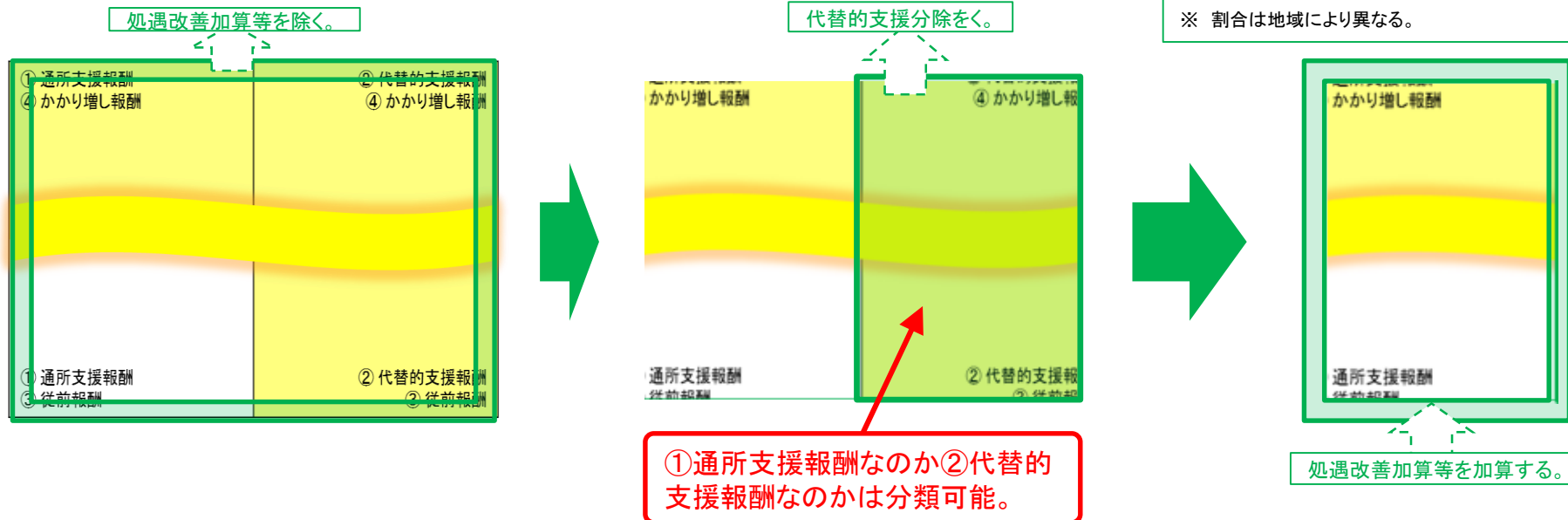
従前通所報酬の算出手順①－上限額管理事業者以外の事業所における作業 **※単位数で計算。**

① 請求する総単位数から、処遇改善加算、処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を除く(これらの加算を乗じない単位数を出す)。
※ IIと同じ。

② ①で算出した単位数から、代替的支援の単位数を除く。
※ IIと同じ。

③ ②で算出した単位数に、処遇改善加算、処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を乗じた単位数を算出する。
この単位数に10※を乗じることで通所による支援の報酬(以下「**通所報酬**」という。)が算出される。
通所報酬の1割相当額と、通所による支援の日数を、上限額管理事業者に報告する。

※ 割合は地域により異なる。



Ⅲ 補助申請額等の計算方法（複数事業所を利用した場合）－④

従前通所報酬の算出手順②－上限額管理事業者における作業①

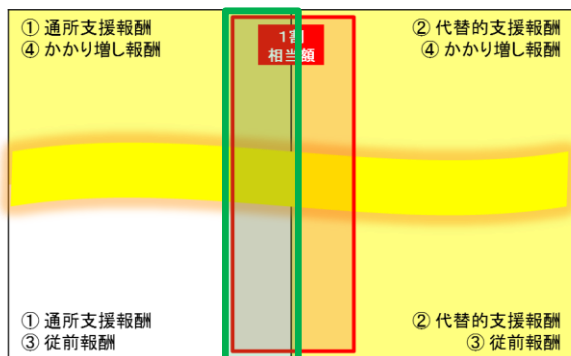
- ① 請求時に各事業者から当該月分の
- ・ 通所による支援の利用日数
 - ・ 通所報酬の一割相当額
- が報告される。

- ② 利用者の令和2年2月の利用実績から、各事業所の実績を合算した
- ・ 利用日数
 - ・ 一割相当額
- を把握する。

- ③ ①と②の数値を単純に引き算をすると、例えば以下のような場合で、かかり増し経費が補助対象に含まれなくなる。

(例)

- ・ 4月は1日当たりの1割相当額がかかり増しを含めて1,000円で、通所による支援を5日利用＝利用者負担額は月5,000円。
- ・ 2月は1日当たりの1割相当額が800円で20日利用＝利用者負担額は月16,000円。
- ・ かかり増しは1日当たり200円(1,000円－800円)だが、単純に5,000円－16,000円で計算すると、2月の利用者負担の額の方が大きい(＝2月以上に費用がかかっていない＝補助対象経費がない)ことになってしまう。



通所報酬の1割相当額が報告される。

従前通所報酬(2月の報酬の一割相当額)は分かる。

- ④ 2月の1割相当額を1日当たりの金額にした上で、当該月の1日当たりの通所報酬の1割相当額と比較する。具体的には次頁のとおり。

Ⅲ 補助申請額等の計算方法（複数事業所を利用した場合）－⑤

従前通所報酬の算出手順②－上限額管理事業者における作業②

(例1)

- ・ 2月の利用日数:20日、1割相当額は16,000円。 = $16,000円 \div 20日 = 800円 / 1日$
- ・ 4月の利用日数:5日、1割相当額は5,000円。 = $5,000円 \div 5日 = 1,000円 / 1日$
- ・ $1,000円 - 800円 = 200円$ (4月の利用1日当たりのかかり増し報酬の1割相当額。)
⇒ $200円 \times 5日 = 1,000円$ (4月のかかり増し報酬の1割相当額)

(例2)

- ・ 2月の利用日数:10日、1割相当額は10,000円。 = $10,000円 \div 10日 = 1,000円 / 1日$
- ・ 4月の利用日数:12日、1割相当額は18,000円。 = $18,000円 \div 12日 = 1,500円 / 1日$
- ・ 2月より利用が多い2日分の1割相当額はすべて補助対象になる。
⇒ $12日 - 10日 = 2日$ 。 $2日 \times 1,500円 = 3,000円$ (①)
- ・ $1,500円 - 1,000円 = 500円$ (4月の利用1日当たりのかかり増し報酬の1割相当額。)
⇒ $500円 \times 10日 = 5,000円$ (②)
- ・ ① + ② = 8,000円 (4月のかかり増し報酬の1割相当額)

Ⅲ 補助申請額等の計算方法（事業所間の連絡方法）

1. 上限管理を行わない事業者

- 毎月の請求で、「利用者負担額一覧表」を作成して、自事業所における報酬等を上限額管理事業者に伝えることとなっている。
- このとき、「利用者負担額一覧表」の余白(※)を用いるなどして、通所による支援の利用日数及び通所報酬の一割相当額を上限額管理事業者に伝える。

2. 上限額管理事業者

- 各事業者から連絡された通所による支援の利用日数及び通所報酬の一割相当額と、自事業所の通所による支援の利用日数及び通所報酬の一割相当額を合算した上で前頁の計算を行い、利用者請求額及び補助申請額を算出する(具体的な計算フローは次頁以降)。
- 上限額管理事業者は当該結果について、(別紙3)「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」による利用者請求額及び補助申請額管理結果表に記載し、上限管理を行わない事業者に連絡する。

※ 「利用者負担額一覧表」の余白は以下の辺りを想定している。

※ ここへの記載によらず、事業所間で適宜分かるように連携してもらえば差し支えない。

※ 放課後等デイサービス以外のサービスによる費用額等は分けて把握する必要があるため、上限管理事業者以外の事業所が放課後等デイサービス以外のサービスを提供している場合、この方法によらず、個別に詳細な額を上限額管理事業者に連絡されたい。

支給決定障害者等欄																																		
市町村番号													総費用額																					
受給者証番号													利用者負担額											提供サービス										
氏名																																		

余白に、【日数：●●日、一割：●●円】など分かるように記載。

※日数：通所による支援の利用日数のこと。

※一割：通所報酬の一割相当額のこと。

Ⅲ 補助申請額等の計算方法（事業所間調整）－①

(例1) 上限月額37,200円

※「通所報酬」の定義はP15を参照。代替的支援による報酬は含んでいない点に注意。

4月の請求内容

上限額管理事業者A	上限管理を行わない事業所B	上限管理を行わない事業所C
(1) 報酬 300,000円(1割相当額: 30,000円)	(1) 報酬 100,000円(1割相当額: 10,000円)	(1) 報酬 50,000円(1割相当額: 5,000円)
(2) 通所報酬に係る1割相当額: 12,000円	(2) 通所報酬に係る1割相当額: 8,000円	(2) 通所報酬に係る1割相当額: 3,000円
(3) 通所による支援の利用日数: 6日	(3) 通所による支援の利用日数: 5日	(3) 通所による支援の利用日数: 3日

1 上限額管理事業者で集約

- (1) 通所報酬に係る一割相当額: 23,000円 (A:12,000円+B:8,000円+C:3,000円)
- (2) 通所による支援の利用日数: 14日 (A:6日+B:5日+C:3日)

2 上限額管理事業者が把握している2月の利用日数(20日)及び1割相当額(30,000円)と比較。

2月			4月		
1割相当額 ①	利用日数 ②	1日当たりの1割相当額 ③(①÷②)	通所報酬に係る1割相当額 ④	通所による支援の利用日数 ⑤	1日当たりの1割相当額 ⑥(④÷⑤) ※四捨五入
30,000円	20日	1,500円	23,000円	14日	1,643円

比較

4月の利用増分 ⑦(⑤-②) ※マイナスの場合はゼロ	利用増分のかかり増し報酬の一割相当額 ⑧(⑥×⑦)	その他のかかり増し報酬の一割相当額 (1日当たり) ⑨(⑥-③)	通所による支援日数 (利用増分は除く) ⑩(⑤-⑦)	その他のかかり増し報酬の一割相当額 ⑪(⑨×⑩)	かかり増し報酬の一割相当額 ⑫(⑧+⑪)
0日	0円	143円	14日	2,002円	2,002円

↑
=かかり増し報酬に係る補助対象経費

III 補助申請額等の計算方法（事業所間調整）－②

(例1) 上限月額37,200円(続き)

3 補助申請額及び利用者請求額を算出する。

1割相当額 ①	上限月額 ②	上限額管理後 利用者負担額 ③(①と②の 低い方の額)	2月の一割 相当額 ④	かかり増し報酬に 係る補助対象経費 ⑤(前頁の⑫)	通所従前負担額 ⑥(④－⑤)	利用者請求額 ⑦(③と⑥の 低い方の額)	補助申請額 ⑧(③－⑦)
45,000円	37,200円	37,200円	30,000円	2,002円	27,998円	27,998円	9,202円

注：2月の一割相当額から、かかり増し報酬に係る補助対象経費を除くと、通所従前負担額が算出できる。この例では、上限額管理後利用者負担額より通所従前負担額の方が小さいので、その差額が補助対象となる(7頁の例1と同じ)。

上限額管理後 利用者負担額 ③(①と②の 低い方の額)	利用者請求額 ⑦(③と⑥の 低い方の額)	補助申請額 ⑧(③－⑦)
37,200円	27,998円	9,202円

- 利用者請求額は、一割相当額の範囲内で上限管理事業者から請求することとする。
- 補助申請額(=事業所が肩代わりする額)を按分する場合は以下のように、(1)-(2)=(3)となるように按分する。
- 上限額管理後利用者負担額=利用者請求額+補助申請額となる。

4月の請求内容(調整後)

上限額管理事業者A	上限管理を行わない事業所B	上限管理を行わない事業所C
(1) 上限額管理後利用者負担額 30,000円	(1) 上限額管理後利用者負担額 7,200円	(1) 上限額管理後利用者負担額 0円
(2) 利用者請求額 23,798円	(2) 利用者請求額 4,200円	(2) 利用者請求額 0円
(3) 補助申請額 6,202円	(3) 補助申請額 3,000円	(3) 補助申請額 0円

Ⅲ 補助申請額等の計算方法（事業所間調整）－③

(例2) 上限月額37,200円

4月の請求内容

上限額管理事業者A	上限管理を行わない事業所B	上限管理を行わない事業所C
(1) 報酬 200,000円(1割相当額:20,000円)	(1) 報酬 100,000円(1割相当額:10,000円)	(1) 報酬 50,000円(1割相当額:5,000円)
(2) 通所報酬に係る1割相当額:20,000円	(2) 通所報酬に係る1割相当額:8,000円	(2) 通所報酬に係る1割相当額:5,000円
(3) 通所による支援の利用日数:10日	(3) 通所による支援の利用日数:7日	(3) 通所による支援の利用日数:5日

1 上限額管理事業者で集約

- (1) 通所報酬に係る1割相当額:33,000円(A:20,000円+B:8,000円+C:5,000円)
- (2) 通所による支援の利用日数:22日(A:10日+B:7日+C:5日)

2 上限額管理事業者が把握している2月の利用日数(20日)及び1割相当額(36,000円)と比較。

2月			4月		
1割相当額 ①	利用日数 ②	1日当たりの1割相当額 ③(①÷②)	通所報酬に係る1割相当額 ④	通所による支援の利用日数 ⑤	1日当たりの1割相当額 ⑥(④÷⑤) ※四捨五入
36,000円	20日	1,800円	33,000円	22日	1,500円

比較

4月の利用増分 ⑦(⑤-②)	利用増分のかかり増し報酬の1割相当額 ⑧(⑥×⑦)	その他のかかり増し報酬の1割相当額(1日当たり) ⑨(⑥-③)	通所による支援日数(利用増分は除く。) ⑩(⑤-⑦)	その他のかかり増し報酬の1割相当額 ⑪(⑨×⑩)	かかり増し報酬の1割相当額 ⑫(⑧+⑪)
2日	3,000円	0円	20日	0円	3,000円

※計算過程でマイナスが生じた場合、ゼロにする。

↑
=かかり増し報酬に係る補助対象経費

III 補助申請額等の計算方法（事業所間調整）－④

(例2) 上限月額37,200円(続き)

3 補助申請額及び利用者請求額を算出する。

1割相当額 ①	上限月額 ②	上限額管理後 利用者負担額 ③(①と②の 低い方の額)	2月の1割 相当額 ④	かかり増し報酬に 係る補助対象経費 ⑤(前頁の⑫)	通所従前負担額 ⑥(④－⑤)	利用者請求額 ⑦(③と⑥の 低い方の額)	補助申請額 ⑧(③－⑦)
35,000円	37,200円	35,000円	36,000円	3,000円	33,000円	33,000円	2,000円

注：2月の1割相当額から、かかり増し報酬に係る補助対象経費を除くと、通所従前負担額が算出できる。この例では、上限額管理後利用者負担額より通所従前負担額の方が小さいので、その差額が補助対象となる(7頁の例2と同じ)。

上限額管理後 利用者負担額 ③(①と②の 低い方の額)	利用者請求額 ⑦(③と⑥の 低い方の額)	補助申請額 ⑧(③－⑦)
35,000円	33,000円	2,000円

- 利用者請求額は、1割相当額の範囲内で上限管理事業者から請求することとする。
- 補助申請額を上限管理事業者に寄せる場合は以下のように按分する。
- 上限額管理後利用者負担額＝利用者請求額＋補助申請額となる。

4月の請求内容(調整後)

上限額管理事業者A	上限管理を行わない事業所B	上限管理を行わない事業所C
(1) 上限額管理後利用者負担額 20,000円	(1) 上限額管理後利用者負担 10,000円	(1) 上限額管理後利用者負担 5,000円
(2) 利用者請求額 18,000円	(2) 利用者請求額 10,000円	(2) 利用者請求額 5,000円
(3) 補助申請額 2,000円	(3) 補助申請額 0円	(3) 補助申請額 0円

III 補助申請額等の計算方法（事業所間調整）－⑤

(例3) 上限月額4,600円

4月の請求内容

上限額管理事業者A	上限管理を行わない事業所B	上限管理を行わない事業所C
(1) 報酬 300,000円(1割相当額: 30,000円)	(1) 報酬 100,000円(1割相当額: 10,000円)	(1) 報酬 50,000円(1割相当額: 5,000円)
(2) 通所報酬に係る1割相当額: 12,000円	(2) 通所報酬に係る1割相当額: 8,000円	(2) 通所報酬に係る1割相当額: 3,000円
(3) 通所による支援の利用日数: 6日	(3) 通所による支援の利用日数: 5日	(3) 通所による支援の利用日数: 3日

1 上限額管理事業者で集約

- (1) 通所報酬に係る1割相当額: 23,000円 (A:12,000円+B:8,000円+C:3,000円)
- (2) 通所による支援の利用日数: 14日 (A: 6日+B: 5日+C: 3日)

2 上限額管理事業者が把握する2月の利用日数(20日)及び1割相当額(30,000円)と比較。

2月			4月		
1割相当額 ①	利用日数 ②	1日当たりの1割相当額 ③(①÷②)	通所報酬に係る1割相当額 ④	通所による支援の利用日数 ⑤	1日当たりの1割相当額 ⑥(④÷⑤) ※四捨五入
30,000円	20日	1,500円	23,000円	14日	1,643円

比較

4月の利用増分 ⑦(⑤-②)	利用増分のかかり増し報酬の1割相当額 ⑧(⑥×⑦)	その他のかかり増し報酬の1割相当額(1日当たり) ⑨(⑥-③)	通所による支援日数(利用増分は除く。) ⑩(⑤-⑦)	その他のかかり増し報酬の1割相当額 ⑪(⑨×⑩)	かかり増し報酬の1割相当額 ⑫(⑧+⑪)
0日	0円	143円	14日	2,002円	2,002円

※計算過程でマイナスが生じた場合、ゼロにする。

↑
=かかり増し報酬に係る補助対象経費

II 補助申請額等の計算方法（事業所間調整）－⑥

(例3) 上限月額4,600円(続き)

3 補助申請額及び利用者請求額を算出する。

1割相当額 ①	上限月額 ②	上限額管理後 利用者負担額 ③(①と②の 低い方の額)	2月の一割 相当額 ④	かかり増し報酬に 係る補助対象経費 ⑤(前頁の⑫)	通所従前負担額 ⑥(④－⑤)	利用者請求額 ⑦(③と⑥の 低い方の額)	補助申請額 ⑧(③－⑦)
45,000円	4,600円	4,600円	30,000円	2,002円	27,998円	4,600円	0円

注：2月の一割相当額から、かかり増し報酬に係る補助対象経費を除くと、通所従前負担額が算出できる。しかし、この例では、通所従前負担額より上限額管理後利用者負担額の方が小さいので、補助対象は無しになる(7頁の例3と同じ)。

上限額管理後 利用者負担額 ③(①と②の 低い方の額)	利用者請求額 ⑦(③と⑥の 低い方の額)	補助申請額 ⑧(③－⑦)
4,600円	4,600円	0円

- 利用者請求額は、一割相当額の範囲内で上限管理事業者から請求することとする。
- 上限額管理後利用者負担額＝利用者請求額＋補助申請額となる。

4月の請求内容(調整後)

上限額管理事業者A	上限管理を行わない事業所B	上限管理を行わない事業所C
(1) 上限額管理後利用者負担額 4,600円	(1) 上限額管理後利用者負担 0円	(1) 上限額管理後利用者負担 0円
(2) 利用者請求額 4,600円	(2) 利用者請求額 0円	(2) 利用者請求額 0円
(3) 補助申請額 0円	(3) 補助申請額 0円	(3) 補助申請額 0円

IV 本資料に係る Q & A

IV 本資料に係るQ & A①

Q1 Ⅲの算定方法で、上限額管理事業者が変わる場合、新たな上限額管理事業者は、令和2年2月の従前通所報酬や従前通所負担額をどのように把握すればよいのか。

A1 変更前の上限額管理事業者から引き継ぐようにされたい。

Q2 Ⅲの算定方法で、利用頻度にバラツキがあり、2月の実績だけで判断することが適当ではない場合、12月～2月の平均をもって通所従前報酬を算出するような方法も可能か。

A2. 可能である。

Q3 4月から新たに放課後等デイサービスを利用している児童について、通所従前報酬及び通所従前負担額を算出するため、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数を見込んだが、この日数は利用予定が変わった場合に更新をしないといけないのか。

A3. 本補助事業のために更新する必要はない(今後のために利用者と相談することは妨げない)。

Q4. 上限額が0円の場合、事業所間で通所従前報酬や通所従前負担額のやりとりをする必要があるのか。

A4. 必要ない。

Q5 本資料に示された様式等は自治体において加工したり、別の様式を用いるなどして事業所に提供しても差し支えないか。

A5 差し支えない。

IV 本資料に係るQ & A ②

Q6 令和2年4月以降に新たに放課後等デイサービスを利用した児童については、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数に係る費用が従前通所報酬や従前通所負担額を算出する上で必要になるが、見通しが立たないことも考えられる。このようなとき、どこまで厳密な想定を事業所に求めるべきか。利用予定の変化が明白であることや、その量が顕著である場合を除き、基本的には4月以降の利用状況が臨時休業終了後も続くものとして判断してもよいか。

A6 差し支えない。

IV 本資料に係るQ & A③

Q7 事業所を利用する児童が居宅介護も利用している。この場合、利用者請求額や補助申請額を算出する上で、居宅介護事業所における利用者負担額との調整はどのようにすればよいのか。

A7 Ⅲの算出方法は、放課後等デイサービス以外の報酬を計算に入れることを想定していないため、放課後等デイサービス事業所の報酬のみを合算して補助申請額を確定させ、その後、居宅介護事業所の報酬も含め、上限額管理後利用者負担額を計算し、各事業所に利用者への請求額を通知するようにされたい。

	1割相当額 ①	上限月額 ②	上限額管理後 利用者負担額 ③(①と②の 低い方の額)	2月の一割 相当額 ④	かかり増し報酬に 係る補助対象経費 ⑤(P19の例でいう⑫)	通所従前負担額 ⑥(④-⑤)	利用者請求額 ⑦(③と⑥の 低い方の額)	補助申請額 ⑧(③-⑦)
事業所A	10,000円	37,200円	/	/	/	/	/	/
事業所B	10,000円		/	/	/	/	/	/
小計	20,000円		20,000円	15,000円	1,000円	14,000円	14,000円	6,000円
居宅介護事業所C	20,000円		/	/	/	/	/	/
合計	40,000円		37,200円	/	/	/	/	/

①放課後等デイサービスだけで計算して補助申請額を確定させる。

② 上限額管理後利用者負担額37,200円から、放課後等デイサービスは1割相当額まで利用者に請求(一部を補助申請)し、残りを居宅介護事業所が利用者に請求する。

4月の請求内容(調整後)

上限額管理事業者A	上限管理を行わない事業所B	上限管理を行わない居宅介護事業所
(1) 上限額管理後利用者負担額 10,000円	(1) 上限額管理後利用者負担 10,000円	○ 利用者負担額 17,200円
(2) 利用者請求額 4,000円	(2) 利用者請求額 10,000円	
(3) 補助申請額 6,000円	(3) 補助申請額 0円	